

舞鶴地区 緊急登庁支援 利用手順

—— 緊急登庁支援の対象となるお子さん ——

- ① 近隣に親族がない等、預け先がなくお子さんを帯同して登庁せざるを得ない隊員のお子さんで、満1歳から小学6年生までが対象です。
- ② 病児、病後児、障害児は対象外です。
- ③ 上記のうち伝染しない慢性疾患のあるお子さんについては、主治医の指示のもとお子さん自らの判断で服薬することにより日常生活が遅れる場合に限り、事前の申告があれば対象とするかの判断を「運営部の長」が行います。

—— 登録段階 ——

- ① 「家族カード」に必要事項を記入し、舞鶴地方総監部厚生課に提出し、登録をお願いします。

—— 準備段階 ——

- ① お子さんを預ける際、隊員もしくはご家族が帯同して登庁をお願いします。受け入れ側が送迎を行うことはできませんので、常日頃からご家族間での連携をお願いします。
- ② お子さんの着替え、食料、オムツ、日用品不足時の際に購入するための金銭等はすべてご家族にて準備をお願いします。
下記のリストは、災害時を考慮した必要物資になりますので、参考にして下さい。
また、服薬が必要なお子さんは、必ずお薬の準備をお願いします。面倒を見る隊員が代わりにお薬を購入することは出来かねますので、ご了承をお願いいたします。

～必要物資リスト～

- 着替え（最低5日間）
- お薬（服薬方法などを記載）
- 食料、おやつ（3食×最低5日間）
- マイナンバーカード又は資格確認証（受診時に備えて）
- 金銭（3千円程度）

—— 預ける段階 ——

- ① 隊員の所属部隊又は隊員に対し、緊急登庁支援の開始する旨のご連絡をいたしますので、お子さんと必要物資を携行したうえで下記まで帯同して下さい。
なお、入門する際は正門にて手続きをお願いします。

〒625-0080
京都府舞鶴市字余部下1190番地
海上自衛隊舞鶴地方総監部 厚生センター



- ② 受付にて「家族カード」とお子さんの照合を行います。お子さんの健康状態やアレルギー情報、万が一の際の連絡先などを確認いたしますので、「家族カード」に記入の際は最新の情報を記入して下さい。
なお、お子さんの健康状態によっては、預かりをお断りする場合がありますので予めご了承下さい。
- ③ 預かった荷物のうち、マイナンバーカードや金銭等の貴重品は鍵のかかる箱に格納します。

—— 引き取る段階 ——

- ① 預かってから2日経過したならば、運営部の長からご家族へお子さんの引き取りの可否について確認をいたします。引き取りが困難な場合は、社会福祉法人舞鶴学園にお子さんを移送し、以後は舞鶴学園がお子さんを預かります。
- ② 引き取りが可能な場合は、上記の預かり場所である厚生センターまでお越し下さい。
受付にてご家族の身分証明書を確認するほか、預かり期間におけるお子さんの状況を共有させていただいたのち、引き取っていただきます。